

2006年2月27日

京都府保健福祉部生活衛生室 御中

平成18年度京都府食品衛生監視指導計画案についての意見

京都府生活協同組合連合会

専務理事 小峰耕二

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F

電話：075-251-1551

〔1〕提出意見を反映した点について評価できること

- (1) 「京都府食品衛生監視指導計画案」が公表され、これにたいする府民意見の募集がおこなわれ、その意見を反映して「計画」を策定するという取り組みがはじまって、今年で3年目をむかえます。
- (2) 食品の安全性の確保については、2003年に制定された食品安全基本法にのべられているように、国および都道府県等に監視指導等の施策を総合的に策定し、実施する責務があること、食品関連事業者に第一義的な責務があることとあわせて、消費者も知識と理解ふかめ、行政施策に意見を表明するよう努めるなど積極的な役割をはたすことが期待されております。
- (3) 当会も京都府内において活動する団体として、この間、「京都府食品衛生監視指導計画案」にたいする意見を提出してきました。平成16年次・平成17年次もふくめてふりかえるならば、主として、以下の点にかんし、提出した意見が「計画」および「計画にもとづく執行」に反映されたことについて、評価するものです。
 - ①まず、前提的な認識となりますが、昨年「京都府食の安心・安全推進条例」が制定されたこと。京都府の食の安心・安全課題にかんする「施策体系」があきらかにされ、このなかでしめる「食品衛生監視指導計画」の位置・役割がより明確になったと思います。
 - ②監視指導の「実施体制と実施機関の役割」および関係機関や庁内関係部局との「連携の確保」について、明記されるようになったこと。
 - ③食品「表示」にかんする監視指導の強化について、明記されるようになったこと。
 - ④「違反食品等発見時の対応」について、調査報告のフローが添付・明記されるようになったこと。
 - ⑤自主回収報告制度の導入、意見交換会の実施やホームページの充実などリスクコミュニケーションの進展など。
 - ⑥「平成17年度京都府食品衛生監視指導計画実施状況中間報告」が公表されたこと。
- (4) こんごもパブリックコメント実施にあたっては、提出された意見について、より積極的にうけとめていただいて、「計画」に盛り込んでいただけますよう、要望いたします。
- (5) なお、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画の実施結果」および「平成17年度京都府食品衛生監視指導計画実施状況中間報告」が公表されていますが、ていねいな結果報告となっており、こんごの課題認識に役立つものとなっていることもあわせて評価するものです。情報の開示を土台に、府民との意見交換をすすめるなかで、「P-D-C-A」のマネジメント・

イクルをできるだけ迅速なかたちで回すというスタイルは、食の安全の分野にかぎらずあらゆる分野で、きわめて「ベーシックな行政作業」スタイルとなってくることでしょう。このような実践の積み重ねのなかでこそ、「府民の安心感」が創出されるということをぜひ、みなさんの確信にさせていただき、努力を継続していただけますよう、お願い申し上げます。

〔2〕今回あらたに記載された点について評価できること

（1）「基本的方向と重点的取組」

- ①「食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例」の一部改正による衛生管理基準の導入に対応した取組を推進するとしたこと。
- ②残留農薬等のポジティブリスト制度導入に対応した取組を推進するとしたこと。
- ③事業者への支援措置として、「より安全性の高い衛生管理方式の導入」「トレーサビリティの推進」「自主回収報告制度の導入」「原材料・製品（製造時又は期限表示満了時）の自主検査の推進」「事業者の情報提供の推進」が設定されたこと。

（2）「実施体制」

- ①残留農薬等のポジティブリスト制度導入に対応するため、保健環境研究所に検査機器を増設、検査体制を強化して検査項目を増やすとしたこと。

（3）「事件・事故発生時の対応」

- ①自主回収報告制度の導入について明記されたこと。

（4）「食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進」

- ①衛生管理手法導入手引書の作成とそれにもとづく指導について明記されたこと。

〔3〕平成18年度「計画」に盛り込むべきであると思われること

（1）「実施体制」

- ①「2（2）国及び他の都道府県などとの連携」の末尾に、以下を追加してください。
エ 年2回「監視指導計画連絡調整会議」（仮称）を開催します。

（2）「計画の実施方法」

- ①「1（2）」に、昨年同様、「食品供給行程の各段階における監視指導・点検一覧」を添付してください。
- ②「1（2）ア」に、以下を追加してください。
・輸入食肉等の使用状況を確認し、適正な表示を指導。
- ③「2」に、昨年同様、「重点監視指導事項」を添付してください。
- ④「3（5）と畜場……」に、以下を追加してください。
と畜場で処理されるすべての牛について、全頭BSEスクリーニング検査を実施し、BSEに罹患した食肉の流通を防ぎます。
- ⑤「5（2）」について
収去検査計画については検査対象および検査項目の設定にかんして、本年度の「重点的取組」と冒頭にのべられているように、農薬等のポジティブリスト制度の導入に対応したものにし

ていく必要がありますが、公表されている「食品等の検査計画」では、どのような対応をおこなう計画なのかが見えにくいものとなっています。

(ア) (2) の先頭に、「農薬等のポジティブリスト制度の導入をふまえ」を追加してください。

(イ) ポジティブリスト制度の導入に対応した検査計画となるよう、全体を見直してください。

とくに、加工食品（水産加工食品、飲料ふくむ）についての残留農薬や抗生物質等を検査項目に追加する必要があります。

(ウ) あわせて、「平成17年度の「検体数」「検査項目数」との増減についても明記してください。

⑥ 検査対象および検査項目の設定については、以下を追加してください。

(ア) 米……カドミウム

(イ) 牛乳……ダイオキシン等の環境ホルモン（内分泌攪乱物質）

(ウ) 脱脂粉乳……ブドウ球菌毒素

(エ) 繊維製品……ホルムアルデヒド

※ 昨年の「府の考え方」では「例年、実施している」とのことですが、そうであれば「食品等の検査計画」中に明記してください。

(オ) 小麦・そば・卵・乳・落花生の特定原材料が使用されやすい食品……アレルギー物質

⑦ 2003年8月29日付第301号『厚生労働省告示』は、「(収去検査実施) 計画においては、保健所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の検体採取機関ごとの年間の収去予定数及び保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所、登録検査機関等の試験検査実施機関ごとの年間の試験検査実施予定数を定める」としていますので、検体採取機関・試験検査実施機関の計画をふくめての「収去検査計画」として再構成してください。

⑧ 2003年8月29日付第301号『厚生労働省告示』は「検体採取機関ごとの収去予定数については……（省略）……近隣都道府県等と連携し、特に同一都道府県内において都道府県等相互間で連携して策定する」としていますので、前述した「監視指導計画連絡調整会議」（仮称）の具体的な場を設定し、必要な調整をはかったうえで、具体的な連携の内容をあらかじめにしてください。

⑨ 「5」に、以下を追加してください。

(4) 収去方法

収去にあたっては、違反を発見した場合の対応が可能となるよう、生産者・製造者および加工業者・輸入者等の関係者にかかわる情報を確認するほか、段ボール等に記載された製造日、ロット番号等、履歴追跡を可能とするために必要な情報を記録します。

⑩ 「6 (1)」について

「平成17年度食品監視指導計画実施状況中間報告」によると、アレルギー食品について、のべ115施設にたいする監視指導をおこなった結果、19件の不適切な表示があったとのこと。アレルギー問題は直接的な健康被害に結びつきかねない性格をもっていること、また不適切表示が単純に割り算するならば16.5%の高率であることをふまえるならば、緊急な対策が必要と思われます。以下を、追加してください。

「とくに、アレルギーにかんする表示について緊急の課題として重点的な監視指導をおこなう。」

(3) 「事件・事故発生時の対応」

① 「1」に、昨年同様、「違反食品等の発見に係る調査報告のフロー」を添付してください。

② 「1 (3)」下線部を追加してください。

「重大な違反事例や行政処分事例は、事業者名、対象食品名、措置内容、違反原因および改善状況などについて、随時公表します」

③ 「2」に、昨年同様、「食中毒事件対応のフロー」を添付してください。

(4) 「人材の養成及び資質の向上」

① 「1」に、以下を追加してください。

(3) 農薬等のポジティブリスト制度の導入に対応した体制整備および研修計画の策定と実施

以上